



せみね監督署だより

ひと、くらし、みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署 (所在地: 栗原市瀬峰下田50-8 電話: 0228-38-3131)

～管内の労働災害は10%減と減少傾向を維持～

▶本号では、令和8年4月から努力義務化される病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援と約2年後に施行される予定のストレスチェックの全面義務化についてお伝えいたします。

▶瀬峰署管内における休業4日以上労働災害発生状況等についてお伝えします。

令和8年1～2月の瀬峰署管内の休業4日以上死傷者数は、下記のとおり前年同期比で2人減少、率にして10.0%と減少傾向が続いており、死亡災害も令和7年に続いて0件となっています。

業種別では、商業が33.3%の増加と昨年度に引き続き災害発生件数が高い状況にある一方、昨年度災害発生件数が高かった建設業が66.7%の減少と大幅に減少しています。

▶令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務となります。また、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化され、約2年後に施行されることになりました。裏面にリーフレットを掲載しておりますので、ご確認ください。

瀬峰署管内の労働災害発生状況 令和8年3月10日現在

※休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く)

業種別	令和7年		令和8年		前年同月増減			
	1～2月		1～2月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	20		18		-2	-10.0%		
製造業	5		4		-1	-20.0%		
鉱業								
建設業	3		1		-2	-66.7%		
運輸交通業	1		1					
貨物取扱業								
農業								
林業			2		2			
畜産・水産業	2				-2	-100.0%		
商業	3		4		1	33.3%		
金融・広告業								
映画・演劇業								
通信業	1		1					
教育・研究業								
保健衛生業	4		3		-1	-25.0%		
接客娯楽業								
清掃・と畜業			2		2			
官公署								
その他の事業	1				-1	-100.0%		

治療と就業の両立支援について

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

令和8年
4月から

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりょうき

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。
今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

厚生労働省 都道府県労働局 健康(安全)課

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

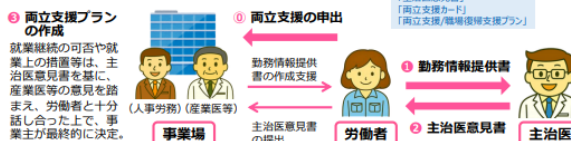
- 労働者本人の申出 ●労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ●個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明 ●研修等を通じた意識啓発 ●相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー



両立支援ナビをチェック



厚生労働省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイド
- ・企業の取組事例
- など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。
両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを要請させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援
- ・事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援
- 等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報の提供
- 等を行っています。



ストレスチェックの全面義務化について

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）



ストレスは見えませんが、チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集計ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。**



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚生労働省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚生労働省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの簡略版（スタートガイド）もあります



専門スタッフの支援

厚生労働省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがご答えします。

電話番号：
0570-031050
（全国統一ナビダイヤル）

受付時間：
平日10時～17時
（土日祝日、年末年始は除く）

※ 運営は厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚生労働省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など）を広く掲載しています。

